

平成24年度 清須市地域包括支援センター事業計画

1. 地域支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護保険のサービスにとどまらず地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。

①総合相談

地域の身近な相談窓口として、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い迅速に対応する。個別の事情に応じて、専門的・継続的に相談に応じる。

②地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなぎ、継続的な見守りを行う。更なる問題の発生を予防するために、地域における関係者とのネットワークの構築を図る。

③実態把握

高齢者世帯への個別訪問、家族・親族や近隣住民からの情報収集などにより、実態把握を行う。特に、地域との関わりの希薄な世帯、介護を含めた重層的な課題を抱える世帯など、支援が必要な世帯を積極的に把握し、相談支援していく。

(具体的な業務内容)

- 来室・電話・訪問による相談
- 広報誌・ホームページ等への定期的な案内の掲載・チラシの配布等
- 要介護認定申請の申請代行
- 住宅改修意見書作成（要支援・要介護）
- 福祉用具購入手続き（要支援・要介護）
- 高齢者見守りネットワーク会議への参加
- ブロック社協など地域のネットワークの支援・活用
- 地域のサロン等への職員の派遣
- 家族介護支援事業（家族介護者交流事業、介護講座）の実施
- 介護者のつどいの実施 *** 高齢福祉課と協働 H24 より**
- 物忘れ相談の実施 *** 高齢福祉課と協働 H24 より**
- 介護保険認定を受けた後サービスを利用していない方・非該当と認定された方・一人暮らし高齢者・高齢者世帯等への電話や訪問による実態把握と相談支援 *** H24 強化事業**
- 車いす貸出事業
- 研修の強化による、職員の資質の向上
- 地域包括支援センター運営協議会

(2) 権利擁護業務

高齢者が生活にさまざまな困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民・民生委員・介護支援専門員等の連携を図り、専門的・継続的に支援を行う。

①成年後見制度の活用促進

成年後見制度を説明するとともに、親族からの申し立てが行われるよう支援する。申し立てが困難な状況の場合は、市に報告し、連携して対応をすすめる。

②老人福祉施設等への措置の支援

高齢者への虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要な場合は、市に報告し、連携して対応をすすめる。

③高齢者虐待への対応

高齢者虐待の事例を把握した場合は、市に報告し、連携して対応をすすめる。

④困難事例への対応

重層的な課題を抱える世帯、高齢者自身が支援を拒否している場合などの困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が相互に連携するとともに、市や関係機関と連携して対応をすすめる。

⑤消費者被害の防止等

消費者被害を未然に防止するため、消費者センターや警察などの情報を収集し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報を提供する。

(具体的な業務内容)

- 成年後見制度普及のための情報収集、広報誌・ホームページ等への掲載・チラシの配布等
- 成年後見関係機関との連携強化（会議、研修等参加）
- 行政との連携強化（高齢福祉課との連絡会議）
- 緊急対応（家庭訪問、高齢福祉課との連携）
- 虐待防止ネットワーク会議への参加

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて主任介護支援専門員が中心となり包括的かつ継続的に支援するケアマネジメントを行い、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

①包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員に、地域のサロン・老人クラブ活動・健康づくりサークル・ボランティア活動など介護保険サービス以外のさまざまな社会資源が活用できるよう情報を提供する。

②地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員相互の情報交換等を行う場、意見交換会を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築する。

③日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談、サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援などの個別支援や相談を行う。また、資質の向上を図るため、研修会や事例検討会等を行う。

④困難事例等への指導・相談

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

(具体的な事業内容)

- 民生委員協議会、医師会、歯科医師会等との連携強化 *** H24 強化事業**
- 高齢者福祉事業等説明会の開催 (年1回)
- 介護支援専門員意見交換会の開催 (年5回を予定) *** H24 強化事業**
- 介護支援専門員研修会の企画・開催 (年4回を予定) *** H24 強化事業**
- 居宅介護支援事業所への相談指導および連携強化
- サービス担当者会議開催の支援
- 地域ケア会議の開催 *** H24 強化事業**

(4) 介護予防ケアマネジメント業務 (二次予防事業対象者)

二次予防事業対象者が、要介護状態になることを予防するため、心身の状況、環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づいて介護予防事業やその他のサービスが効果的に利用できるよう支援を行う。

(具体的な事業内容)

- 行政との連携強化 (高齢福祉課からの二次予防事業対象者の連絡)
- 地域のサロン・老人クラブ活動・健康づくりサークル・ボランティア活動など、介護保険サービス以外の様々な社会資源の利用を助言。
- 必要に応じて介護予防ケアプランを作成し、その後の状況を定期的に把握するシステムの構築。

2. 介護予防給付ケアマネジメント事業 (要支援1・2)

要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的に、より効果的で充実したサービスの利用をするケアプランを作成し支援する。また、居宅介護支援事業所との連携を強化し、要支援・要介護の流れを潤滑にできるよう日常的に連携して支援を行う。

(具体的な事業内容)

- 介護予防給付ケアプランを作成し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。
- 増加する要支援認定者の介護予防給付ケアマネジメントに、迅速に適切に対応するために業務委託 (3者委託) への移行を積極的に行う。

3. 指定市町村事務受託事業（兼務）

介護保険申請の新規の利用者に対する認定調査業務を受託する。

4. 任意事業

(1) 家族介護者交流事業 【家族介護支援事業・家族介護支援事業】再掲 ※受託事業

事業名「介護者リフレッシュ事業」

◎目的：在宅で介護されている方が相互に交流する事により、介護から一時的に解放され、リフレッシュを図る事を目的とする。

◎内容：介護者同士の交流やリフレッシュを図る日帰りバス旅行

◎対象者：在宅でご家族を介護している方

◎開催日：平成24年11月12日（月）

◎行き先：JA あぐりタウンげんきの郷（大府市）他

◎定員：23名

(2) 介護講座 【家族介護支援事業・家族介護支援事業】再掲

事業名「介護講座」

◎目的：要介護者の口腔ケアや口腔機能の向上を図るため、関係機関・団体との連携・調整を図り、口腔ケアの基礎知識、要介護者に対する口腔ケアの方法を学び、生活の質の向上を目指すことを目的とする。

◎テーマ：「介護が必要な人のための口腔ケアの方法」

講師 愛知県歯科衛生士会 歯科衛生士 小澤 浩美 氏

◎内容：歯科衛生士による歯ブラシ等を使用した「口腔ケア」の具体的な方法の指導

◎対象者：在宅でご家族を介護している方、介護に関心のある方

◎開催日：平成24年8月30日（木）13時30分～15時

◎会場：清洲総合福祉センター

◎定員：40名

(3) 介護者のつどい 【家族介護支援事業・家族介護支援事業】再掲

(4) 物忘れ相談 【家族介護支援事業・認知症高齢者見守り事業】再掲

5. その他

(1) 車いす貸出事業（財源は共同募金配分金） 再掲

(2) 各種研修会及び会議への参加

(3) 高齢福祉課との打ち合わせ

・毎月1回実施

(4) 職員会議

・毎月1回実施